

●鋼橋製作工労務単価

令和8年3月から適用する鋼橋積算基準の直接労務単価(鋼橋製作工)については、下記報道発表資料をご確認ください。

(https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_002046.html)

(参考)

新工数単価(直接労務単価) **32,700円**

旧工数単価(直接労務費) 31,200円

この単価は、令和8年3月1日以降に入札書提出締切日が設定されるものから適用します。

●鋼橋製作工の歩掛

鋼橋製作工の歩掛(材料費、本体製作工数、輸送費)については、下記報道発表資料をご確認ください。

(https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_001304.html)

本改定内容は、令和8年4月1日以降に入札書提出締切日が設定されている工事に適用します。

ただし、令和8年3月1日から令和8年3月31日の間に入札書提出締切日が設定されるものについては、契約後に改定内容に基づき変更する協議を行うことができます。